

2020年10月吉日

### 三重県糖尿病療養指導士 認定規定

#### 受験資格：

- ① 医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、准看護師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、の資格を取得した後3年間の経験があること。
- ② 糖尿病療養指導に従事した期間が1年以上あること。
- ③ 日本糖尿病協会三重県支部が開催する「糖尿病療養指導師育成のための講習会」を連続する2年のうち、3点分受講していること。(以下の註を参照)
- ④ 中止となった令和2年9月26日開催予定の「第45回糖尿病療養指導師育成のための講習会」への参加により受験資格を取得予定であった受験者に対し、「糖尿病療養指導自験例の記録」をさらに1例追加し、合計3例分の提出により受験資格とする。(今回のみの特例)
- ⑤ 日本糖尿病協会の会員であること。(三重県内の分会または本部会員)

お問い合わせは、〒510-0016 四日市市羽津山町10-8

JCHO 四日市羽津医療センター内

日本糖尿病協会三重県支部 三重県糖尿病療養指導士認定機構事務局  
まで往復はがきで送付ください。

#### (註)

1. 日本糖尿病協会三重県支部が開催する「糖尿病療養指導師育成のための講習会」の受講を点数化し、受験資格には3点以上が必要であると改訂しました。点数は以下のように定めています。

講習会への出席	点数
糖尿病療養指導士育成のための講習会（夏季実施） ⇒本年9月の講習会に出席する予定であった者は、糖尿病療養指導自験例の記録を1例分追加すること。	1点
糖尿病療養指導士育成のための講習会（冬季実施）	2点

2. 平成29年4月から、受験資格に「作業療法士」を追加しました。

以上

受験手続：当会の準備した以下の書類に記載し、令和2年11月30日までに  
三重県糖尿病療養指導士認定機構に提出すること（消印有効）。

- 1) 受験申込書
- 2) 履歴書
- 3) 糖尿病療養指導に従事した証明書

- 4) 経験した療養指導症例の記録（2例） ※受験資格④該当者は、3例。
- 5) 「糖尿病療養指導師育成のための講習会」受講書貼り付け用紙。

試験：

第5回認定試験は、令和3年4月4日（日）に実施する。

手数料など

受験料及び事務手数料、認定証発行料などとして、合計 10,000 円を、令和2年 12 月 31 日までに下記の口座に振り込むこと。

ただし、いかなる事情があっても返金には応じない。

**既に日本糖尿病療養指導士（CDEJ）に認定されている人への対応：**

既に日本糖尿病療養指導士（CDEJ）の認定所持者で、三重県糖尿病療養指導士の認定を希望する者は、所定の用紙に記入の上、CDEJ 認定書のコピーと共に申請すること。

試験を受ける必要はない。

認定料および事務手数料は 5,000 円とし、下記の銀行口座へ期日までに振り込むこと。

ただし、いかなる事情があっても返金には応じない。

【受験料および認定料などの振込先】

百五銀行川原町支店 普通 305044番
三重県糖尿病協会 代表 住田 安弘（スミダ ヤスヒロ）

以 上